

令和5年度岡山市GIGAスクール運営支援センター業務委託に関する質問回答書

項番	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	公示	1	3 参加資格 (3)	<p>委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）で第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること</p> <p>① 市内業者（本市内に本社、本店等主たる事務所を有するものをいう。）</p> <p>② 準市内業者（市内業者以外のもので、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を本市内に有するものをいう。）</p> <p>③ 市外業者（上記①及び②以外のものをいう）</p> <p>弊社には岡山にも営業所があるのですが、上記の①か②に該当するのでしょうか？</p>	<p>岡山市内に営業所がある場合には②に該当します。ただし、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を本市内に有する必要があります。</p>
2	仕様書	4	4 業務内容 (3) 修理センター業務（現地対応を含む。）	<p>動産保険の対象でないChromebook（学校が個別に購入など）について修理が必要と判断された場合、受託事業者の負担にはならないという理解でよろしいでしょうか？その場合は都度教育委員会への報告という対応でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込のとおりです。</p>